

平成28年度保険料率に関する論点について

1. 28年度保険料率

28年度保険料率についてどのように考えるべきか。

- 直近の5年収支見通し(27年9月試算)等も踏まえて、28年度保険料率についてどう考えるか。

2. 激変緩和措置

28年度の激変緩和措置についてどのように考えるべきか。

- 28年度の激変緩和率についてどう考えるか。

※ 平成27年度の激変緩和率は3.0/10。

※ 今年の5月に成立した医療保険制度改革法により、激変緩和措置の期限が、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日とされているが、現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで。期限までに激変緩和率を均等に引き上げる場合は、毎年度1.4/10ずつ引き上げる必要。

3. 変更時期

保険料率の変更時期は、4月納付分からでよいのか。